

阪南市就学援助費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して就学の援助を行い、もって義務教育の円滑な実施を目的とする。

(受給対象者)

第2条 就学援助費（以下「援助費」という。）の支給を受けることができる者は、阪南市立の小学校若しくは中学校に就学している児童又は生徒の保護者のうち、次の各号の一に定めるものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 前号に準ずる程度に困窮していると認められる者

(援助の種類及び支給額)

第3条 援助費の種類は、次の各号に掲げるものとし、予算の範囲内において支給する。ただし、前条第1号に規定するもののうち、教育扶助を受けている者には、第3号及び第5号の援助費のみを支給する。

- (1) 学用品費、通学用品費及び新入学児童・生徒学用品費
- (2) 校外活動費
- (3) 修学旅行費
- (4) 学校給食費
- (5) 医療費（学校保健法施行令（昭和33年政令第174号）第7条に定められた疾病に係るものに限る。）
- (6) その他教育委員会が必要と認める就学に要する経費

(受給の申請)

第4条 援助費を受給しようとする保護者は、毎年度教育委員会に就学援助費受給申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(認定)

第5条 教育委員会は、前条の申請のあったものについては審査のうえ、
認否を決定し、申請者及び学校長に文書をもって通知する。

(支給方法及び支給時期)

第6条 援助費の支給は、原則として口座振替（保護者名義）により、
9月、1月、3月下旬に支給する。ただし、教育委員会が必要と認め
るときは、別の時期に支給することができる。

(被援助者の異動の報告)

第7条 学校長は、被援助者の児童又は生徒に市外転出、辞退等の異動
があった場合は、遅滞なく教育長に報告しなければならない。

2 学校長は、被援助者の児童又は生徒が本市内の学校に転校した場
合は、遅滞なく転校先の学校長に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた学校長は、当該児童又は生徒の転入学を確認の
うえ、教育委員会に報告しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。